

第四十三回国会
衆議院

農林水産委員会會議
録 第八号

昭和三十八年二月十四日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事田口長治郎君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覺君 理事片島 港君

理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 伊藤 頼君

草野一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 松浦 東介君

松本 一郎君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 榑崎弥之助君

安井 吉典君 湯山 勇君

玉置 一徳君

出席政府委員

(農林事務官) 松岡 亮君

(農林経済局長) 相澤 英之君

(主計官) 堀込 聡夫君

(大蔵事務官) 大蔵事務官

(理財局長) 長 農林事務官

(農林事務官) 和田 正明君

(水産庁漁政部) 岩隈 博君

専門員

岩隈 博君

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。榑崎弥之助君。

○榑崎委員 昨日、沿岸漁業構造改善事業についての資料要求をいたしました。その資料を見た上でなお質問を続けたらというところで中断をしたわけですが、本日出された資料を拜見してみますと、私が要求しておいた資料のすべてではないようですが、さしあたって出ておる資料について、まずお伺いをしたいと思います。

そこでこの沿岸漁業構造改善事業のあなた方の進め方の大綱について、もう一度ここでまず明らかにしてもらいたいと思ひます。

○和田説明員 水産庁長官が日米加の中間會議に出席をして不在でございますので、私がかかりまして御説明を申し上げます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございますが、これは三十六年の十二月に農林事務次官の通牒として各府県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしておるわけでございます。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございまして、まず最初に知事の申請に基づきまして、調査地域を指定をいたし、大体現在四十二の地域を予定いたして

おりますが、各府県一地域でございまして、北海道とか長崎とかいうように、海岸線がきわめて長いところ、または非常に離島を含みますところについては、地区を複数に分けておるところもございまして、一応一府県一地域というところで指定をいたすように考えております。三十七年に五地区、それから三十七年に七地区指定をいたすことになっております。それから指定をされたら都道府県の知事は、当該指定地域につきまして、その次三ページから以降に書いてございまして、ほぼ二年間にわたりますので、沿岸漁業に對しまする漁場の環境とかその他構造改善計画を立てるために必要な調査をいたしまして、この調査を農林省へ報告いたして参ることにしております。

さらに知事はその調査に基づきまして、六ページ以降のところにございまして、六ページ以降のところにございまして、それぞれ沿岸漁業構造改善計画を立てるわけでございます。立てますにあたっては、地元の漁民の意思等を十分反映いたしますように、あとで申し上げますような協議会等の設立を指導いたし、また補助金を交付いたしておりまして、その計画のおもな内容は、七ページのところに、アからクまで、それぞれ列挙をいたしてございまして、それら各内容を内容として、計画を立てることになっております。この計画ができましたならば、農林省におきまして、九ページ以後にございまして、うなことを基準にいたしまして、当該計画をいろいろ審査いたしまして、適

当と認められた場合にはこれを承認いたします。その承認を受けました上で、事業をいたして参るわけでございます。事業の実施にあたりましては、毎年度の補助事業の実施計画を全体計画とは別に府県の方から提出いたしまして、それに應じて毎年度の事業の実施をいたして参ります。金融につきましても、毎年度の融資計画をそのつど提出をいたしまして、これを承認して実施をいたして参るわけでございます。ほほ補助事業で一地域平均約三億円、融資事業が一地域約三億五千万円というふうに予定をいたして参ります。

それから先ほどあとで申し上げますと申しました末端における推進指導体制につきましては十七ページ以下にございまして、当該地域全体として構造改善の協議会を設立させまして、十九ページに書いてございまして、十五名程度の委員に選びまして、調査及び計画の立案にあたりましてこの人たちの意見を聞きましてはか当該地域が先ほど申しましたように原則として一県一地域制でございますので、相当広範にわたります関係上当該地域内を重点的に幾つかの小な地区に区切りまして計画をいたす必要がございまして、当該地区ごとに二十一ページのところにございまして、うなものを少なくとも十人程度委員として、これらの人たちの意見を反映させて調査をし、また計画を立てるといふうな建前にいたしておるわけでございます。

最後のところに参考資料としてそれ

それらから別に沿岸漁業構造改善についてというのがございまして、これは最初のところの約一枚から一枚半程度のところはこの事務次官通達要綱の要約のようなものでございまして、今申しましたようなことを簡単に記述をいたしてございまして、五ページのところにたまたま御説明をいたしたようにお示しをしております。点線で書いてあります部分が調査をいたします期間であり、実線で書いてございまして部分が事業を実施いたします期間であり、波型をいたした線が書いてあります部分が融資事業を実施いたします期間でございます。融資につきましては補助事業よりは一年あとも継続をいたす建前にいたして参ります。下の方の欄に経営近代化促進対策実施地域数として三十七年五、五十八年十三、三十九年二十一というふうにして書いてございまして、四十二地区を補助事業量がほぼ毎年平等の程度になるようにというところで地区指定を逐次いたして参りますが、その実施いたします分の累計がここに出ておる、こういうわけでございます。

それから三十七年度から事業を実施いたして参りますのは宮城、愛知、山口、それから長崎県北部、京都の五県でございますが、その五県の主たる事業の内容を六ページからあとのところ

最後のところに参考資料としてそれ

に書きまして、それを付表で書いてございませうが、三十七年度当該計画におきまして、三十七年度に於いて、その補助金は、そのあと九ページのところに書いてございませう表のようにならぬかと相なっております。

三十八年度の予算といたしましては、十一ページから以下にございませう。構改改善促進指導事業費補助金と申しますのは、先ほど申しました地区協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしますための県庁に対する補助金でございます。

その次の都道府県指導職員設置費補助金というものは、明年を含めまして二十八地域が地域指定になりますので、その地域一地域に一名ずつ県庁に補助職員を設置させまして、この事業の計画の調査の段階から実施の過程に至りますまで当該職員専門に指導に従事させますために三十八年度から新規に補助をいたそうとする予算でございます。

次の構造改善対策事業費補助金十億何がしは、下の欄にございませう。三十八年度に事業を実施いたします十三地域、それから明年地区指定を予定しております地域の調査費等を含んでおります。

このほかに明年度から大型漁礁の公共事業化をいたします。それを漁場改良事業の一部として構造改善事業の中で取り上げて参るわけでありませう。その金額が三億六千万円として十二ページの表に書いてございませう。

それで、注のところをございませう。現在まで指定をいたしました愛

知以下の五地域のほかに、明年度から計画を実施段階に移します県、地域がその注の2のところを記してございませう。

最後のところにありますように、資金融通につきましては、三十七年度及び三十八年度の計画はこういふふうになつております。

大體、構造改善事業の進め方なり現在までの進捗状況は以上のようなものでございませう。

〇橋崎委員 沿岸漁業の構造改善促進問題につきましては、今国会に提出されております沿岸漁業等振興法の第八條とも関連をいたしますから、その内容自体の批判なりさういふものはいずれそのときにやる機会があるかと思ひますので、今はさしあたって予算関係にしぼって御質問することにしたと思ひます。

昨日の質問の中で近代化促進対策事業の方も、あるいは漁場の改良造成事業の方も、地区を五段階に分けてウエートをつけて考えておられることとございませうが、要求をいたした資料の中にその説明が載っておりませうけれども、重ねてその点の御説明、なおさういふ五段階に分けた考え方、さういふものについてお伺いいたします。

〇和田説明員 地区を五段階に分けておられますことは、別に最初からさういふ区分けをして考えておられるというところではございませう、ただいま申しましたような段階取りで構造改善の調査なり計画なりを立てて参りましたものを、農林省の方で審査をいたします場合に、一応のものさしとして考えておられるわけをございませうので、あらかじめ

各地区がさうなつておられるというわけでもございませうし、またそれに応じて五段階のランクに補助金なり金融の金額を固定的に考えておられるものでもございませう。従ひまして内部の審査に当たりますものさしにございませうので、資料として御配付を申し上げることはお許しをいただきたいと思います。口頭でおよその考え方を御説明いたしますと、主として近代化促進対策の事業につきまして、およそ三つの指標を頭に置いて県の計画の審査をいたしております。

一つは人的指標とも申すものでございませう。当該地域におきます漁業者の数と、それから沿岸漁業として私どもが、一応観念をいたしておりますのは十トン未満の漁船漁業と小型定置、それから浅海養殖、こう考えておられますので、人的指標としては当該地域におきます漁船の数、それから今申しましたような十トン未満の漁船の隻数、それから小型定置の網の数、浅海養殖をいたしております経営体の数等を一つの指標として考えております。

これは申すまでもないこととございませうが、沿岸漁業者の数の大小、また沿岸漁業として私どもが観念を振興の対象としたさうとしております十トン未満の小型漁船による経営者の数、大小といふことが当然事業量の大小にある程度反映するといふ考え方であります。

第二の指標としては、漁場の指標と申すべきものを考えております。これは海岸線の延長をとりまして本陸岸の延長とそれから離島をそれぞれ大きな島につきましては半分、小さな島につきましては四分の一という換算率を用

いておりますが、海上保安庁の資料を用ひまして修正海岸延長線といふものを頭に置きまして、これも海岸の距離が単に長いということだけではなくて非常に出入りが多いような場合には養殖に適します海岸をもちますとか漁港等の修築について必要な適地がありませうとかいふようなことがございませうので、さういふ複雑な出入りを全部取りました海岸延長線といふものを一つの指標にいたしております。

第三に沿岸の漁獲金額を頭に置きまして、流通関係の指標といふふうに言っておりますけれども、沿岸の漁獲金額を主として考えまして、先ほど申しましたように十トン未満、無動力から十トン未満の漁船によつて漁獲される漁獲金額、小型定置によつて漁獲される漁獲金額、大型定置の漁獲金額、真珠を除きますノリ、カキ等の浅海養殖の漁獲金額、この三つの大小を比較をいたしまして、各県の事業を審査をいたします場合に、相互の地域間のバランスがとれますように改良してやっておるといふこととございませう。特別に前もつてさういふランク分けをした

り、そのランクに入りましたものは固定した金額しか補助しませんといふふうで固定的に考えておられるものではないわけをございませう。

なお、本日まで査定をいたしました各県についておよそ今申しましたようなランク分けでございませうかと申すことを参考までに申し述べますと、三十七年度から事業を実施いたしました五県につきましては、愛知県は今のようなことで考えますとBランク、宮城も同様Bランク、長崎県と山口県がAランク、京都がEということ

になります。それから三十八年度に予定をいたしております八地区は岩手がC、秋田がE、千葉がC、静岡がC、三重がA、和歌山がC、広島がB、兵庫がBということになるわけをございませう。大體ランク分けのことについては以上のようなことであります。

〇橋崎委員 その五段階で考えておられる補助額の想定は大體どういふふうになつておりますか。

〇和田説明員 経営近代化と漁場改良造成事業とを合わせて申し上げますと、一地域の総額の補助金がAランクで六億三千万円、Bランクが四億四千万円、Cランクが二億八千万円、Dランクが一億九千万円、Eランクが一億一千万円といふふうで考えております。

〇橋崎委員 今のは近代化と改良造成のつき合わせでおっしゃつておられるわけを言つていただけませんか。

〇和田説明員 近代化促進事業の方で、Aランクが二億三千万円、Bランクが一億九千万円、Cランクが一億四千万円、このCランクといふのが平均的な一地区の金額に当たります。Dランクが一億、Eランクが七千万。それから漁場改良造成事業が、Aランクが四億、Bランクが二億五千万、Cランクが一億四千五百万、Dランクが九千万、Eランクが四千万といふふうで考えております。

〇橋崎委員 さらに重ねてお伺いしますが、その五段階に分けたときの四十二地域を今の想定でやられますと、おのののランクの地域の数と申しますか、それをやはり近代化と改良造成に分けてお示し願ひたい。

○和田説明員 近代化促進事業のA地域が四つ、B地域が八つ、C地域が十四、Dが六、Eが十でございます。それから漁場改良造成事業の方は、Aが三、Bが六、Cが十九、Dが五、Eが九でございます。

○和田説明員 先ほど、およそこういう指標をもとにして各県の計画を審査をいたすということを申し上げましたが、沿岸漁業に従事をしておりまして漁家の数にいたしても、それから海岸の延長線にいたしても、それぞれ各地域ごとに実情が違います。従って御承知の通りでございます。従いまして、およそ平均三億円という一地域当たりの補助事業費をそのまま平等に配分いたしましたのでは、かえって県の実情に沿いたないと考えましたので、先ほど申しましたような三つの指標を基準にいたしました。一応の考え方としてA、B、C、D、Eという一つのランク分けを考えておるわけでございます。

○和田説明員 先ほど、およそこういう指標をもとにして各県の計画を審査をいたすということを申し上げましたが、沿岸漁業に従事をしておりまして漁家の数にいたしても、それから海岸の延長線にいたしても、それぞれ各地域ごとに実情が違います。従って御承知の通りでございます。従いまして、およそ平均三億円という一地域当たりの補助事業費をそのまま平等に配分いたしましたのでは、かえって県の実情に沿いたないと考えましたので、先ほど申しましたような三つの指標を基準にいたしました。一応の考え方としてA、B、C、D、Eという一つのランク分けを考えておるわけでございます。

○和田説明員 先ほど、およそこういう指標をもとにして各県の計画を審査をいたすということを申し上げましたが、沿岸漁業に従事をしておりまして漁家の数にいたしても、それから海岸の延長線にいたしても、それぞれ各地域ごとに実情が違います。従って御承知の通りでございます。従いまして、およそ平均三億円という一地域当たりの補助事業費をそのまま平等に配分いたしましたのでは、かえって県の実情に沿いたないと考えましたので、先ほど申しましたような三つの指標を基準にいたしました。一応の考え方としてA、B、C、D、Eという一つのランク分けを考えておるわけでございます。

○和田説明員 先ほど、およそこういう指標をもとにして各県の計画を審査をいたすということを申し上げましたが、沿岸漁業に従事をしておりまして漁家の数にいたしても、それから海岸の延長線にいたしても、それぞれ各地域ごとに実情が違います。従って御承知の通りでございます。従いまして、およそ平均三億円という一地域当たりの補助事業費をそのまま平等に配分いたしましたのでは、かえって県の実情に沿いたないと考えましたので、先ほど申しましたような三つの指標を基準にいたしました。一応の考え方としてA、B、C、D、Eという一つのランク分けを考えておるわけでございます。

○和田説明員 先ほど、およそこういう指標をもとにして各県の計画を審査をいたすということを申し上げましたが、沿岸漁業に従事をしておりまして漁家の数にいたしても、それから海岸の延長線にいたしても、それぞれ各地域ごとに実情が違います。従って御承知の通りでございます。従いまして、およそ平均三億円という一地域当たりの補助事業費をそのまま平等に配分いたしましたのでは、かえって県の実情に沿いたないと考えましたので、先ほど申しましたような三つの指標を基準にいたしました。一応の考え方としてA、B、C、D、Eという一つのランク分けを考えておるわけでございます。

も見込んでそういうふうに分けられておるのでしょうか。

○和田説明員 一応先ほど申しました県の事業計画を審査いたしますときの基準としては、一番正確な最近の資料が昭和三十三年に行なった漁業センサスでございますので、それを基準にいたしましたしております。必ずしも御指摘のように、将来の見通しというようなものをご正確に加味いたすような適当な資料がございませんので、そのようなことはいたしていません。従いまして、冒頭にも申し上げましたように、これは一応の目安にすぎませんので、あとは県の事業計画あるいは県からの最近の事情の説明等を聴取いたしまして、適当にその間に幅を設けていきたいというふうを考えております。

○和田説明員 そうですね、今の水産庁のお考えでは、こういう五段階に分けてやられるこの進め方については、ほかの関係省で考えておる新産業都市構想とか、あるいは臨海工業の育成その他の構想とか、そういうものと十分からみ合わせてこれを考えてやっていかれるのかどうか。

○和田説明員 それはたとえはノリの漁場として考えます場合にも、そういう他の産業面での計画等がございますので、この計画の実施過程の中で漁場としての価値を喪失いたすようなものにつきましても、各県の調査及び計画立案の段階で除外をいたすようなことも指導いたしております。万全とはいかないまでも、できるだけそういう他産業関係の計画との間に十分な連関をとってこの計画を立案させ、またそれを審査いたすというふうなやり方で努力いたしております。

○和田説明員 宮城県の事業量が十一億一千四百四十八万五千円でございます。それから愛知県が七億七千二百五十七万二千円、山口県が十三億一千四百一十一万二千円、長崎北部が四億八千三百四十五万六千円、京都が四億四千八百四十万円でございます。

○和田説明員 今のお話を承りますと、漁業者の数とか漁家の数とか、あるいは質の問題、漁獲量の問題等で分けられておりますが、沿岸漁業の現状の姿をそれをさらにこまかく分けてやられるというふうなことになるか、その格差はますます開いてくるようなことになりはしませんでしょうか。それは将来の点

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

○和田説明員 国庫補助事業の五地区の合計額が、漁場改良造成事業で二億六千六百万円……

○和田説明員 そうですね、宮城なら宮城の漁場造成あるいは近代化をやるといふ、その県が考えておる全体の予算額申しますか……

○和田説明員 宮城県の事業量が十一億一千四百四十八万五千円でございます。それから愛知県が七億七千二百五十七万二千円、山口県が十三億一千四百一十一万二千円、長崎北部が四億八千三百四十五万六千円、京都が四億四千八百四十万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

方合わせてどうなんでしょうか。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

○和田説明員 そうですね、宮城なら宮城の漁場造成あるいは近代化をやるといふ、その県が考えておる全体の予算額申しますか……

○和田説明員 宮城県の事業量が十一億一千四百四十八万五千円でございます。それから愛知県が七億七千二百五十七万二千円、山口県が十三億一千四百一十一万二千円、長崎北部が四億八千三百四十五万六千円、京都が四億四千八百四十万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

すから、両方合計した額で考えております。

○和田説明員 御質問の御趣旨が、まことに申し上げかねますが、必ずしも十分理解ができませんけれども、先ほど三つの指標で、近代化促進に例をとってましてランク分けをしておるといふことを申し上げましたが、漁場改良造成事業につきましては、先ほど申し上げましたような指標のほかに、指標をとります場合に、定置網とかそういうものの漁獲量等を頭に置き、指標にいたしておりますが、漁場造成の方は定置というふうなもの関係を生んで参りませんし、それから漁業の形態を觀念いたします場合も、近代化の場合には十トンまでを計算に置きましたけれども、つきいそ等の場合にはもう少し小さな船しか利用いたしませんので、若干そういう指標を変えまして査定をいたしますので、同じ地域でも漁場改良事業と近代化事業とはランクに違いが出て参るわけです。その違いをそのまま両方足しまして、そして当該地域の補助金のワケを考えております。

○和田説明員 そうですね、宮城なら宮城の漁場造成あるいは近代化をやるといふ、その県が考えておる全体の予算額申しますか……

○和田説明員 宮城県の事業量が十一億一千四百四十八万五千円でございます。それから愛知県が七億七千二百五十七万二千円、山口県が十三億一千四百一十一万二千円、長崎北部が四億八千三百四十五万六千円、京都が四億四千八百四十万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

○和田説明員 今申しました金額は、県が融資事業として考えておる事業費で補助事業の対象だけの金額をもう一度申しますと、宮城県が漁場造成事業で二億六千万円、近代化で四億四千万円、それから愛知県が漁場造成で四億六千万円、近代化で四億四千万円、山口県が漁場造成で四億六千万円、近代化で五億九千万円、それから長崎県が漁場造成で四億六千万円、近代化で六億三千六百万円、京都が漁場造成で八千万円、近代化で一億九千八百万円でございます。

で、現在、十カ年にわたります府県の長期計画を提出してもらいまして、その聞き取りをいたしております。今まで補助いたしましたのは、その計画の一部としての先行投資というふうなことを考へて処理いたしております。

○橋崎委員 そういたしますと、地域も大改改良造成の方はA地区は三つとか構想があるのですから、そういう考えです。作業を進めておられるわけですね。いつごろそのランクがきまるわけですか。

○和田説明員 現在各県の聞き取りをいたしておりますが、来年度の予算で公共事業費として大型魚礁を新規に計画いたしますこと等事業計画全体に若干の移動がございます。この年度の終わりで、つまり三月一ばいまでにはそれを済ましたというテンポで今作業いたしております。

○長谷川委員長 湯山勇君。○湯山委員 最初に、これはどなたにお尋ねしていいかわかりませんが、公庫法第四條の内容についてお尋ねしたいと思ひます。

公庫法の第四條によりますと、「公庫の資本金は、政府の出資金」それから非補助小圃地等土地改良事業助成基金に充てるものとしての六十五億円、それから公庫法の第三十二條によるもの、これが大体二十六億二千六百万、しかもこの総括で、これを「政府がその金額を出資する。」この第四條で結んであるわけですね。そうすると、非補助小圃地等土地改良事業助成基金という事業助成基金というものは、この法律の条文を読んでいけば政府出資でないような印象を与えるし、それからまた第三十二條第五項、第六項の規定

により産投会計から出資したとみなされている資金、これはまたこの条文でいけば政府の出資金とは別ワクだ、こういうふうになっていて、最後は、しかもそれが政府の出資である、こういうふうな非常に難解な、誤解を招くような表現があるのですが、どういふわけであらうか、お尋ねしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 ただいま御指摘がありますが、第四條第一項で定められておりますのは、いづれも政府の出資でございます。これは最後に「政府がその金額を出資する。」ということ規定されております。ここに書き分けられておりますのは、特に産投会計等から支出されたものにつきましても、書き分けられておりますのは、当時の経緯をいたしまして、農林公庫が復興金融等で貸し出されたものを承継いたしました際に、直ちに金額が確定しなかつたので、承継されてから相互に調査をいたしまして、その金額を確定したというふうな書き分けもあつて、こういうふうな書き分けられておる、さういふ私に記憶いたしております。

○湯山委員 しかしながら条文の劈頭には、公庫の資本金には政府の出資金がこれだけ、こう書いてあるわけですね、それ以外のものは政府の出資金でない、こういう区分がしてあるわけですね、このこまかく分けた中では、しかも最後に、これらは全部政府の出資だ、こう書いてあるわけですから、この間に矛盾があるわけですね。当初のいきさつというものはいろいろおありになったことはよくわかりませうけれど

も、それにしても昭和三十三年にはそういういきさつは解消、大体金額はきまつていたわけですから、こういう条文はすみやかに整理すべきではないかというふうに思ひますが、これは何かそういう法律的理由がおありになるのでしょうか。それにしてもこの条文は、政府の出資金はこれだけだ、そのほかにこういうものもある、それらを合せてまたこれは政府の出資金だ、こういう書き方ですから、これははなはだ不備だと申しますが、おかしな条文だと思ひますが、そうじゃないんでしようか。

○松岡(亮)政府委員 確かに御指摘のような点があることは事実でございますが、最初の方に「政府の出資金千二百七百万円」とございまして、これはその通りでございまして、その後の加えられたものが、書き方がやや複雑になりましたために、多少そういうふうなまぎらわしい点があることは事実でございます。しかしながら毎年度出資を増加して参りますので、この規定は毎年改正を要するわけでございますが、それらのこともございまして、今日までこの規定の全体をまだいじつておりませんで、将来増資を毎年必要としない時代も出てきて、それ自体も非常に長期に運用をいたしておりますから、回収金がまだそれほど上がつて参りませんけれども、将来回収金が相当出てくる時期が参りますと、この出資を毎年変えなくても回転し得る時期も参るかと思ひます。そういうときこの出資をあらためて金額を規定いたしまして、はつきりと公庫の出資額というものを出すことも考えられますので、今後検討すべき問題とは考えられ

れませうけれども、当面はこれでやつて参りたい、かように考へております。

○湯山委員 これは大へんな間違いだと思ふのです。というの第一、第三十二條第五項、第六項によつてこれらの復金からの分、あるいは対日援助見返り資金、これらのものはもう法律によつて戦後産投特別会計から出資があつたものとみなすところと法律で規定されておるのです。それなら、今出されておる資料についても政府出資一千二百七百万円の中には明らかに産投特別会計の出資金という項目がございまして、その中にこれは入るようにならざるべきものと整理されていなければならない。ですから、法律によれば、当然整理されるべきものがされないで、そのまま残つておる。これは当然今の局長の御答弁とは逆に、今おっしゃつたように毎年改正されておるんですから、こういう法律ができたときに、産投会計の方の類型に入れられる、これが法律に忠実なゆえんであつて、残してゐるのは、それは今まで改正の機会がなかつたからというのなら話はわかりませんが、毎年改正の機会があつたにもかかわらず、そのまま残つておるといふのは、むしろ怠慢じゃないでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 確かに御指摘のような問題もございしますが、承継された分についていろいろ問題があるいは残つておる部分があるかと思ひますので、御指摘の点につきましては、今後検討させていただきますと存じます。

○湯山委員 これは大蔵省の方はどういふお考えなんでしょうか。

○相澤説明員 私もこの公庫法第四條の資本金に関する規定というのは従来あまり気にしていませんで、詳しく検討したことはございませんが、先ほど局長から答弁がございました通り、おそろしく同じ公庫の資本金につきましても、ここに書いてありますようなものについてはそれぞれ沿革がございまして、特別な事情があつたので、それぞれ書き分けておつたのだらうと思ひます。これもたとへば第三十二條第五項、六項の規定による出資が完了して、すでに金額も確定しているということになりまして、はたして現在においてこれを書き分けておく意味があるかどうか、この辺につきましてはなお今後検討したい、かように考へております。

○湯山委員 これは現在そういう勘定は生きてないわけですね。ですから、当然法律改正をされるべきものだと思いますが、そういうふうにはお感じになりませんか。

○松岡(亮)政府委員 私も必ずしもそうではないと申し上げるわけじゃございませんけれども、あるいはまだ問題は残つておるかもしれないので、よくその辺を調査いたしまして、もし何ら問題がなければ、これは改めるように検討したいと思ひます。

○湯山委員 そうしていただかないと、政府出資金はどれだけかというときに、政府出資金はたとへば現行法でいへば、政府出資金は千二百七百万円だということも正しいし、それから政府出資金はその上にそれだけ加えた額、これが政府出資金だ、こういうのも正しい。つまり政府出資金というものが二通りある。これは確かに間違ひのものになると思ひます。ですから、もし区

別する必要があるれば、こういう表現ではなくて、もっと別の表現にされなければならぬと思ひますし、とにかくこれは早急に改正の必要があると思ひますから、ぜひ御検討願ひたいと思ひます。

それはそれとして、今局長の御答弁にあつたように、政府の出資金は、このままでいけば、毎年変わっていく、それに従つて法律を毎年変えなくちゃならない、こういうことになりまして、今回の金融公庫のいろいろ長期低利資金の設定、それによつて当然政府出資が多くなければ、現在の長期低利政策を進めていくことはできない。そういう建前から今回の特に政府の出資金について産投からの出資等は七二%もの増になつておる。これは私は大へんいいことだし、当然だと思ひます。しかしながら資金が長期にわたつていく、それから低利の方針も堅持していくとなれば、当然長期にわたつて見通しがなければならぬと思ひます。

そこで、たとえば今のような方針でいけば、来年度の政府出資はどれくらいにならなければならぬか、あるいは再来年度はどれくらいにならなければならぬか、こういうことはおわかりになつておる範囲で、そういうことを試算しておられるならば、一つそれをお示し願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 これはまだ内部的には将来の見通しということで、公庫の将来の運営に相当重要な関係を持つものでございませぬから、新しい構想をつくります際にいると検討はいい

たしたのでありますが、これは内部的なものでもございまして、政府としてそういうものでも今後考へるかどうかというところは、まだ未確定の要素がいろいろございませぬから、公式に決定したものはございませぬので、その辺のことまで申し上げるわけに参りませんが、今年度よりは今後とも増額を要するのではないかと、われわれとしてはまたそれに對する確保をいたしたいと考えておられますけれども、具体的なことは差し控へさせていただきますと思ひます。

○湯山委員 資金課長にお尋ねいたしたいと思うのですが、今改正される法律、これが施行になつた場合に、大蔵省の方では大体再来年度とれくらいな政府資金が必要だ、その次四十年年度、あるいは構造改善事業を進めていく間あるいはどれくらいずつふやしていくか、なればならぬか、こういうことは大蔵省としても当然計算されておると思ひますが、それはどのようにおられるか、これは試算でしようから、試算の内容をお示し願ひたいと思ひます。

○堀込説明員 ただいま経済局長がお答えになりましたが、根本の問題として、今後農林漁業金融公庫の融資貸付ワクそのものがどういう方向にいくのか、そういうふうな点、いろいろ見方もございませぬけれども、大蔵省としては、まだ具体的に三十九年度以降はどうかであるというふうな試算をやっておりませぬ。ただ一般的に言ひまして、過去の農林漁業金融公庫の貸付ワクは全体の財政投融資の中におきまびびてきておられますので、一般的にはそ

ういふふうな感じが客観的背景としてあるかと思ひますけれども、具体的な計数といつたところまでどうであるというふうなところは、まだ大蔵省としてはいっておりませぬ。

○湯山委員 私はそれは大へん無責任なこととは思ひます。と申しますのは、今回の改正の焦点は、長期低利の資金を公庫を通じて貸し出す。その対象となる中心は構造改善事業にある。その構造改善事業は全国三千一百の市町村について十カ年でこれをやっていく。こういうことになれば、その計算ができないということはないはずで、それはもつと将来有利な長期低利なものがあるとしても、現在の法律で定められたものが最低となつた計算といふものはやらなければならぬのじゃございませぬか。そういう点、たとえばガリオア・エロア等の返済もあるいは産投から出されるというふうなことになる、あるいは再来年度はもつと資金が窮屈になるのではないか、いろいろなことを言われております。そういうことが心配されるから、そういう心配をなくしていくために、法律というものはそういうものであつて、第四条、従来出資金のトータルをここに出すということより、むしろ法律で定められたことによつて、将来そういう制度が続くのだ、それによつてこういうことがやつていくのだ、という保障が法律でなされるのであつて、この法律ができる以上は将来にわたつてこれはこういうふうないくのだ、その見通しがなければならぬ、そのためにはこういう長期低利という建前からいって、長期にわたる資金計画、そのためには政府出資は

これくらいになつていかなければならぬ、大よその見通しがなければ、こういう法律をかりにやつておいても、もはや来年になつてこれほどとも資金が續かない。そこでこれは、もうなくするのだ、あるいはワクを縮めるのだ、こういうことになつたのではないと思ひます。当然そういう試算はあつたと思うのですが、ほんとうに全然大蔵省の方としては試算はございませぬか。

○松岡(亮)政府委員 これは農林省の方といたしまして、必要によつて長期の見通しを立てて、大蔵省に十分御協賛する筋合いのことではございませぬが、農林省といたしましては、今御指摘のありました構造改善事業につきましては、全国三千百市町村を十カ年でやる。その場合に二千万円につきましては、融資単独事業でやる、それから九千万円は補助事業としてやる、その補助事業に對しましては、補助残融資を一定の割合で見るといふ計画を持つておるわけにございませぬ。そのほかの土地取得資金とかあるいは果樹振興資金、そういうものにつきましては、これは一応の将来の生産の伸びの見通しとか、そういうものは出しておられますけれども、具体的にどれだけの集団果樹園をつつていくかといふことは、その年々の実績等も勘案いたしまして次の年度の計画を具体的に立てるといふこともありまして、私どもとしては、もちろん来年度は今年度より多くなるといふことを確信いたしておりますけれども、土地取得資金等については、これは相当人口減少の趨勢等も影響して参りますし、この辺のことも考へて構造改善事業は別といたしまして、その

他のものについては確たる計画を實ははつきりと立てておられませんので、大蔵省にも提出いたしておりませぬ。従つてそれらの点については、具体的な計数といふものは申し上げかねるのでございませぬ。

○湯山委員 それは一応納得のできる御答弁だと思ひますけれども、しかしそうならば、三十八年度だつて同じようなことが言えるのじゃございませぬか。たちまち今予算化されておる三十八年度についても、はたしてその構造改善事業がどれだけ実施できるものか、あるいは今おっしゃつたような果樹がどうなるかと、土地取得がどうなるかといふことは、これは単に予測にすぎないのであつて、そういう予測に立つて、三十八年度のこういう予算というものの計画がなされておる。ただ確率の高い低いはありませんけれども、大体そういう予見といふものは、おっしゃつたようにあくまでも長期にわたつてなされておるはずなのであつて、これをお示しただきたいし、その程度のことには——これは国全体の今のやうな賠償の問題とかそれからガリオア、エロア、そういうものや産業全体を見渡した中でその程度の出資はできるのだという保障がなければ、これは将来計画自体に支障を来たす。やつておる途中での修正といふことは、あり得ることなんです。所得倍増計画だつてそんなんですし、それから構造改善だつて着手して今日までに相当手直しいますか、計画変更があるわけですから、それはやむを得ないとしても、大ざっぱな見通し、あらましの見通しといふものが政府出資について

もなされていなければ、一体今年度金利

を安くした、それが、もうすぐだめになるというふうなことでは、これは大へんなことになると思います。そういう心配がありますから、ぜひこの点についてははっきり具体的な数字で、じゃ三十九年度は何億出資をふやしますというのじゃなくて、傾向としてこういうことは約束できるという責任のある御答弁をいただかないと、これは大へん不安な状態に置かれるのじやないかと思うのですが、その辺いかがなものでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 農業構造改善事業あるいは沿岸構造改善事業のよう、毎年三百地域あるいは四百地域というものをやって、十カ年間にやるといふような農林省としての計画を持つておるものにつきましては、これはそういうふうによつていくということをお願い申し上げられると思うのでございますけれども、土地取得資金とか、そういうものにつきましては、これはそのときの経済情勢もかなり影響いたしますし、もちろんこれはますます促進して参りたいという意欲は十分持つておるわけでございますが、将来五年あるいは十年の計画として出すということ、これは特に資金量としてどのくらい必要であるかということをお願いするのは、少し基礎が不十分ではないか、われわれもそう考えておるのでございませぬ。今御指摘のありましたように、それは来年度の計画でもそうではないかというお話でございますが、もちろん、構造改善事業で本年度二百地域予定して百八十幾つで終わつた。多少そこに食い違いが出ましたですが、来年度の三百地域、あるいは本年度の二百地域を加えまして五百地域

というものは、これは予算として、確たる計画として提出いたしましたものでございませぬ。それはぜひとも実行いたしたいということでも予算を組んでいようなことでございませぬ。政府の考え方としては、あくまでも遂行いたしました、こういう考えでございます。また、その他の資金につきましても、予定のようにこれを消化し得るといふ見込みに立つてやっておるわけでございます、かりにそれに不足が生じた場合には、農林公庫の方にも予備費が三十億円用意いたしてありますので、から使用するということも考えることにいたしました。ただいま提出しております計画は、あくまでもその方向で遂行していく、こういう考えでございます。

○湯山委員 その農林省のお立場はよくわかります。そういう計画でなければ法律も提案できないしするのですけれども、この法律案というものは閣議にかかつて、そして大蔵省もそれに就いては検討されて、それでいけば将来大体こうなるだろう。それについても政府としては責任を持つのだということとでなければ、大体法律にならないと思うのです。そこで、今こういうことを申し上げておるのは、三十九年度、資金が非常に窮屈になるのじやないかという心配がされておること、それから所得増進計画の中では、十年向この財政投融資の計画というものを数字で閣議決定で発表しておるわけですね。そういうのから見ますと、このままだいけばともあのワク内におさまるわけには考えられませぬ。そこで、そういう政府自身が持つておる長期計画もあるわけ、その中で今のようなこういうことがなされていくわけですから、それについての程度の見通しというものは当然つけてなければならぬ。これは常識だと思ひます。それで、一体大蔵省の方でそういうことについてはちゃんと保障している、ある約束ができていて、こういうことかどうか。それはどうなんですか。もしそういうことは事務的には御答弁願えないという大きな問題であるとすれば、これは大蔵大臣なりにお聞きしなければならぬ問題だと思ひます。それが、そういう点はどうなんですか。

○堀込説明員 経済局長が申されましたことと私が申し上げましたことと、別に違わないのでございまして、政府として長期の計画の立てておられます。造改善事業につきまします資金につきましては、政府として、補助事業としてあるいは融資事業として、将来も計画的に財政投融資に盛り込んで見ていかねければならぬというふうに見えております。ただ、経済局長が申されましたように、土地取得資金でございますとかその他の一般的な資金等は、いろいろの経済情勢その他情勢の変化によりまして、現在においてはまだ長い計画を立てるに至つておらない段階だとわれわれもそういうふうに見えておるわけでございます。従いまして、政府として長期の計画を立てておられます。構造改善事業につきまします低利資金の長期融資の確保等の出資は、将来とも要必な出資は確保するということは考えておるわけでございますが、これに対しての長期的な計画というものは、ただいま申しましたような事情で立てるには

至つておられないということでございます。○湯山委員 そうすると、今後長期にわたつて政府出資を増額していかねければならないということについては、大蔵省も確認しておられる、こういうことでございますか。○堀込説明員 ただいまの構造改善事業等は、将来も事業量がふえるというふうに先行きなつておるようでございます。そういうものに伴ひまして資金量として出資額もあるいはふえてくるというふうなこともあろうかと思ひますが、農林公庫全体の貸付ワクの問題は別にあるわけでありまして、それとのかね合ひで、私どもも将来とも農林公庫の出資は相当多額に必要だといふことは当然考えておりますが、具体的にどういふふうにふえるのだとか、どのテンポでふえる、そういうことまでは具体的に申し上げられないという状況でございます。○湯山委員 これは最初私がお尋ねしたように、何もワクをきめてそれに金を持つていくという制度になつていないのです。出たもののトータルがワク、こういう建前を法律がとつておるのです。だから今おっしゃつたようにワクの関係ではない。政府全体の資金に關する限りはそういうワクというものはなくて、政府が出資したものがそれが直ちにワク、こうなつてくるわけではなくて、政府が法律で定められて、ワクの内、外というのでなく、今の法律の四条によつて政府資金は毎年変えていくというものは、お出しになつた額がそのまま法律になつていくわけですね。そういう建前になつておるからお尋ねしなければならぬわけ、

これがもしもつと大きい長期のワクがあるのだらう、こういうお尋ねをしないでいいと思ひます。が、そうならないからお尋ねもするし、心配も残つておるわけですね。そうすると、とにかく現在長期にわたつて利子を安くした、そうしていくためには借入金でだめだ、そういうことは続けられていくことができない、当然政府資金を多くしていくということではなれば、現在のこの法律で定められていような長期低利の融資、それはできない、こういう原則はお認めになつていと思ひますが、どうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 その点につきましては、今も資金課長からお話ありましたように、新制度のための出資とその他のの農林公庫のその他のワクのための出資、これは別に分けて考えておられません。これは公庫全体の健全性を確保する、これは公庫全体の健全性という問題も加つて参りますが、そういうものと合せて必要な出資は今後とも確保することはもちろんでございますが、今御懸念になりました金利を引き下げたことが今後も維持できるかというふうな点につきましては、そのために今回の法律改正によりまして、別表に特別の条件を定めまして、法律で一義的に今回の新制度のための条件を定めて参るわけでございます。これは法律を改正しない限り金利を引き上げたり、そういうことはできないわけでありませぬ。それに必要な資金は、今までも公庫に対する資金量は、融資のワクというものは前年度より減つたことはございませぬけれども、現在の推移から見ますならばまだ財政

投融資のワクも今後もふえらると思いま
すし、またこちら側から見ましても今
回新しく考えました制度は、いづれも
今後需要が伸びるものと予想されるも
のを特に選んでおるのでございませ
て、その条件になっていっているいろな
ファクターは今後特に需要がふえらる
ということと考えられるものばかりで
ございませす。われわれとしては今後とも
それはふやさなければならぬ。それは
ただ一般の金利情勢なりそういうこと
も影響して参ります。それらも勘案し
て今後毎年度具体的に確保して参る、
こういうように考えておるのでござい
ませす。

○湯山委員 どうも、局長のお考えは
よくわかりませすけれども、それに対し
て資金面というのは今のうちに国全体
の計画もあるし、それから農林省だけ
でどうにもならない面もたくさんある
わけで、そういうことについてちゃん
と了解ができてなければ、非常に心配
な点が――今の金利についてはそれは
おっしゃる通りだと思いますけれど
も、今度はワクの制限ということでも
その補いをする方法もあるわけで、そ
のワクというものは将来にわたってこ
うだというワクでなくて、その年その
年できめられるわけで、来年このワク
が縮めば、またそれにもならない
ということになるわけで、そういう
かね合いでまだ大へん憂慮すべき点も
あるのじゃないか。これは将来の経済
の見通しとの関連において心配な点
が決してないと言えないと思ひます。
そうかといつて、今ここでお尋ねして
もこれ以上御答弁を求めるとは無理
だと思ひますから、また機会を見てそ
の点についてはお尋ねしたいと思ひま

すけれども、一応きようはこれで終わ
ることにします。

○長谷川委員長 連合審査会開会の件
についてお諮りいたします。

ただいま審査中の農林漁業金融公庫
法の一部を改正する法律案及び農業近
代化資金助成法の一部を改正する法律
案の両案について、大蔵委員会から連
合審査会開会の申し入れがございました
ので、両案について大蔵委員会と連合
審査会開会することに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、そのように決しました。

なお、連合審査会開会の日時につき
ましては、大蔵委員長と協議の結果、
来たる十九日火曜日午前中開会するこ
とにいたしましたから、御了承願いま
す。

次会は来たる十九日午前十時より連
合審査会、午後一時より委員会を開会
することとし、これにて散会いたし
ませす。

午後零時二分散会

昭和三十八年二月十九日印刷

昭和三十八年二月二十日印刷

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局